

第130号議案

島根県交通安全対策会議条例の一部を改正する条例

島根県交通安全対策会議条例（昭和45年島根県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「3人以内」の次に「とし、その他知事が必要と認めて任命される委員の数は5人以内」を加え、同条第2項中「任命される委員」の次に「並びにその他知事が必要と認めて任命される委員」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。